令和７年第２回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

令和７年第２回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

令和７年１０月１６日(木)、令和７年第２回秋川流域斎場組合議会定例会は、ひので斎場会議室に招集された。

１．出席議員（１２名）

１番	関　口　　えり子	８番	鈴　木　　正　彦
２番	しょうじ　　さとし	９番	川　脇　　敏　徳
３番	国　松　　まさき	１０番	山　嵜　　源　重
５番	大久保　　昌　代	１１番	嶋　﨑　　佐有理
６番	よしざわ　ゆたか	１２番	相　田　　恵美子
７番	野　崎　　智　経	１３番	宮　野　　亨

２．欠席議員（０名）

３．会議録署名議員

３番	国　松　　まさき	５番	大久保　　昌　代

４．出席説明員

管 理 者	東　　亨	担当課長	野　口　　誠
副管理者	中　嶋　　博　幸	担当課長	橋　本　　賢
副管理者	吉　本　　昂　二	担当課長	藤　原　　啓　一
副管理者	師　岡　　伸　公	担当課長	坂　本　　秀　一

５．事務局職員

事務局長	小　作　　昌　弘	主　　任	布　田　　努

令和７年第２回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日　時　令和７年１０月１６日（木）午後２時００分開議
場　所　ひので斎場会議室

日　　程	番　　号	件　　名
日程第　１		議席の指定
日程第　２		会議録署名議員の指名
日程第　３		会期の決定
日程第　４		副議長の選挙
日程第　５		諸般の報告
日程第　６		一般質問
日程第　７	議案第７号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　８	議案第８号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　９	議案第９号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第１０	議案第１０号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第１１	議案第１１号	令和６年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	議案第１２号	令和７年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第１号）

議事案件

議事日程

日程第　１　議席の指定
日程第　２　会議録署名議員の指名
日程第　３　会期の決定
日程第　４　副議長の選挙
日程第　５　諸般の報告
日程第　６　一般質問
日程第　７　議案第７号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
日程第　８　議案第８号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
日程第　９　議案第９号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
日程第１０　議案第 10 号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
日程第１１　議案第 11 号　令和６年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２　議案第 12 号　令和７年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第１号）

午後１時５６分　開会

○議長（川脇敏徳議員）　皆様、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中、秋川流域斎場組合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議長を務めさせていただきます日の出町議会の川脇でございます。

さて、前回、令和７年第１回定例会以降、３月２３日に日の出町長選挙が執行されまして、東町長におかれましては、初当選、誠におめでとうございます。この場をお借りしましてお祝い申し上げます。

また、５月に檜原村議会におかれましては当組合の議員改選が行われ、中村賢次議員、青木亮輔議員に代わり、嶋﨑佐有理議員、山嵜源重議員に、９月には日の出町議会におかれまして議員改選が行われ、私、川脇敏徳が留任し、玉井大議員、木住野智行議員に代わり、野崎智経議員、鈴木正彦議員に就任していただきました。ここで新たに秋川流域斎場組合議員となられました４名の方に、自席から自己紹介をお願いいたします。

では、嶋﨑佐有理議員からお願いいたします。

○議員（嶋﨑佐有理議員）　檜原村議会議員の嶋﨑佐有理でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございました。

続きまして、山嵜源重議員お願いいたします。

○議員（山嵜源重議員）　同じく檜原村議会から、今年５月から担当となりました山嵜でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございました。

続きまして、野崎智経議員、お願いいたします。

○議員（野崎智経議員）　日の出町町議会議員の野崎です。今後ともどうぞよろしくお願いします。

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございました。

続きまして、鈴木正彦議員、お願いいたします。

○議員（鈴木正彦議員）　日の出町町議会選出の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、皆様にお願いいたします。

副議長の中村賢次議員の改選によりまして、日程第４の副議長の選挙でございますが、当組合では、議長は日の出町、副議長は檜原村、議員選出監査委員は奥多摩町から選出されること

が、平成２６年５月に開催の秋川流域市町村議会正副議長会で確認され、また、組織市町村各議会の全員協議会において承認されております。

これに従いまして、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、本会議の副議長の指名推薦の方法は、議長の発議により行いたいと思いますので、ご承知願いたいと思います。

また、本日の質疑につきましては、各議案とも一括により行い、質疑の回数は組合議会会議規則により、同一議題については３回を超えないようにお願いいたします。質疑及び答弁は簡潔明瞭にお願いするとともに、質疑の前に予算書、資料等の質問に対する箇所のページと件名を述べてください。

円滑な進行ができますようご協力をお願いします。

これより本議会に移りたいと思います。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより、令和７年第２回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第１「議席の指定」を行います。

議席につきましは、秋川流域斎場組合議会、会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。

ただいま着席どおりの指定といたします。

―――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規程により、議長において

３番　国松まさき議員

５番　大久保昌代議員、

を今会期中、指名いたします。

―――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日限りといたしたいと思います。これにご異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日限りと決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第４「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、議長による指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、嶋﨑佐有理議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました嶋﨑佐有理議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました嶋﨑佐有理議員が副議長に当選されました。

嶋﨑佐有理議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条の規定により告知いたします。

それでは、嶋﨑佐有理議員に自席から副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（嶋﨑佐有理議員）　皆様、改めまして檜原村議会議員の嶋﨑でございます。

副議長として皆様からご承認賜りまして誠にありがとうございます。２年間この会がスムーズに、また、議長のサポートができますように尽力いたしますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第５「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の辞職許可につきまして、報告を行います。

中村賢次議員、青木亮輔議員が令和７年５月９日付で、玉井大議員、木住野智行議員が令和７年９月１７日付で辞職願が提出され、辞職が許可されております。

なお、私、川脇敏徳は再選出となります。

次に、管理者から発言の申出がありますので、これを許可します。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　管理者、東亨町長。

○管理者（東　亨町長）　皆様、こんにちは。

ただいま、議長よりご指名をいただきましたが、日の出町では本年３月に町長選挙がございまして、４月１１日より秋川流域斎場組合の管理者に就任いたしました東亨でございます。

秋川流域斎場組合は供用開始から 24 年が経過いたしました。施設を綺麗なまま長く維持させるためには、建物や敷地内の工事、修繕、そして施設備品などの更新が不可欠となりますが、安定した斎場運営を進めてまいりたいと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、自席にてご報告と説明をさせていただきます。

本日は、令和７年第２回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき開会できますことを心からお礼を申し上げます。

また、先ほど議長からもご報告、紹介がございましたけれども、５月に檜原村議会と９月に日の出町議会で改選がございました。新たに斎場組合議員に選出されました皆様、また再任されました皆様方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、管理者報告をいたします。

当組合「ひので斎場」につきましては、現在のところ、順調に運営しております。

さて、別紙に管理者報告第１号、令和７年度上半期の斎場利用状況をご用意させていただきました。

まず、火葬の利用件数でございますが 831 件、前年度同時期と比較いたしましてマイナス 19 件で、減っております。使用料で比較しますと、73 万 2 千円減少しております。要因としましては、件数の減少によるものでございます。

式場の利用につきましては 260 件で、前年度同時期と比較いたしますとマイナス８件で、減っております。使用料で比較いたしますと、上半期についてはマイナス 83 万円、こちらも件数の減少によるものです。

続きまして、監査委員さんからの令和７年度定期監査報告につきましては、別紙にてご確認いただければと思います。

私からの報告については、以上でございます。

最後になりますが、本日ご提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶と報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川脇敏徳議員）　ありがとうございました。

以上をもって、諸般の報告を終ります。

―――――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第６「一般質問」を行います。

質問を行う順番は、一般質問通告書の受付順に従い、質問は自席で発言し、質問の回数は、会議規則第59条の規定により、同一議題については３回を超えないようにお願いいたします。また、質疑並びに答弁は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、今回、通告は２件ございます。発言を許します。

５番、大久保昌代議員、どうぞ。

○５番（大久保昌代議員）　議席番号５番、あきる野市議会の大久保昌代と申します。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

式場棟及び火葬場棟の通信環境の改善について。現在、斎場の建物内において携帯電話の電波状況が悪く、場所によっては電波が届きにくいところがあると伺っています。業者の方からは、電話をかける際にわざわざ外に出なければならないことがある、とのお話も聞いております。特に火葬場等の待合室では電波状況がさらに悪く、利用者の方が不便を感じているとの声もあります。

そこで、まず式場棟および火葬場棟における Wi-Fi や携帯電話の電波状況をどのように把握されているのか、また、これまでに同様の苦情が寄せられていないかについて、お伺いします。

あわせて、これまで通信環境の改善に向けてどのような対策を講じてきたのか、その現状についてもお聞かせください。

その上で、今後の対応については、携帯会社や関係機関との協議による改善や、アンテナ設置の増設や屋内配線の見直しなど、さまざまな方法が考えられます。利用者や関係者にとって大切な場であり、円滑な連絡環境を確保することは非常に重要と考えます。ぜひ通信環境のさらなる改善に取り組んでいただきたいと思いますが、お考えを伺います。

○事務局（小作昌弘局長）　議長、事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　式場棟及び火葬場棟における Wi-Fi や携帯電話の電波状況の把握、及びこれまでの通信環境の改善に向けての対策についてのお尋ねでございますが、はじめに、当組合施設における携帯電話の現在の電波状況を申し上げますと、当組合の立地は、山を切り開いて建てた施設であることから、キャリアによっては基地局からは遠く、元々電波状況については良くありません。また、キャリアの携帯電話の機種性能、建物の形状、利用環境、利用時間帯や天候などの様々な要因によっても電波状況は不安定となります。

実際に、それぞれのキャリアの携帯電話で施設内の様々な場所で電波の状況を確認すると、全く問題ないキャリアもあれば、屋外でなければつながりづらいキャリアも存在することは事実でございます。

このことに関しましては、施設を利用されるお客様からは、苦情と言うよりも、「電波がつながらない」といった問い合わせはございましたので、携帯電話のキャリアを聞き、比較的届きやすい場所を案内してきた状況でございます。

次に、これまでの通信環境の改善に向けた対策についてでございますが、大手３大キャリアと言われる内、２社につきましては、平成29年に電波環境の改善のため、それぞれが基地局から当組合施設の屋上にアンテナを設置し、ケーブルを屋内配線によってレピータという中継器を設置し、電波状況を改善する工事を行っております。

外１社のキャリアにつきましては、令和５年に電波状況の改善を要望いたしております。要望当時、当組合の建物が二棟に分かれているため、二棟に設置していただきたいと強く要望いたしましたが、当キャリアの規定により１事業所につき１台まで設置可能と定められているとのことで、要望が通らず、やむなく火葬場棟のエントランスにモバイル基地局を設置していただきましたが、電波の届く範囲が横方向に半径 15m程度で、広範囲に届くものではございませんでした。しかしながら、少しでも電波状況が改善すればと思い、設置していただいた次第でございます。

いずれのキャリアも工事内容や対応の違いはあるものの、無償にて工事していただいております。

次に、Wi-Fiについては、現在、式場棟の１階エントランス中央の入口付近に設置しております。こちらについてもWi-Fiの届く範囲は限られておりますので、若干、電波が弱い場所もございますが、式場棟については特に問題ないと思われます。Wi-Fiについての苦情等については、火葬棟を含めてこれまで特にございませんでした。しかしながら、火葬場棟については、昨年度から斎場予約システムを導入した経緯もあり、葬祭業者様が火葬場棟でネットワークをご利用になられることも多くなりましたので、現在設置に向けて進めているところでございます。

いずれにいたしましても、現代において通信環境は欠かせないものであることから、お客様にご不便のないよう、さらなる改善に向けて、引き続きキャリアへの要望とともに通信環境について研究させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員）　５番、大久保昌代議員。

○５番（大久保昌代議員）　ご答弁ありがとうございました。今回のご答弁から、各キャリアによる対応状況の違いや、これまでの改善努力について丁寧に進めてこられたことがわかりま

した。特に、平成29年以降、無償でアンテナ設置や中継器の設置工事が行われたこと、また最近では火葬場棟にもモバイル基地局の設置が進んだことは評価いたします。

一方で、現在もキャリアによっては接続が不安定であること、また Wi-Fi の利用範囲が限定的であることから、利用者の利便性にはまだ課題が残っていると感じます。

先ほどの業者の方に伺ったところは、その方の携帯は大手３大キャリアの一つというものを使っていらっしゃいます、ここでキャリア名は出せませんのでご了承ください。全然入らないと。今でも15分おきに外に出て確認をしているそうです。業者さんだと同じ苦労をしている方が多いと思うというふうにおっしゃっておりました。

特に火葬場棟では、葬祭業者だけでなく、待合室を利用するご遺族の方々も連絡や手続きでスマートフォンを使う機会が多く、通信環境の整備は利便性だけでなく安心・安全の観点からも重要です。こうした観点から、今後は一時的な補完ではなく、全館的・恒久的な通信環境整備を見据えた取組が必要ではないかと考えます。

火葬場棟での Wi-Fi 設置の進捗状況についての再質問をしたいと思いますが、火葬場棟での Wi-Fi 設置を現在進めているとのことですが、具体的にどの段階まで進んでいるのか、設置時期の目途や、利用開始の予定があれば伺います。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　火葬場棟での Wi-Fi 設置につきましては、現在、通信業者にデモ機による設置場所の選定を行うため連絡をすでにしております。今月中には適切な配置場所について確認する予定でございます。導入予定といたしましては、来年度を目途に予定しております。

○議長（川脇敏徳議員）　５番、大久保昌代議員。

○５番（大久保昌代議員）　よろしくお願いいたします。

式場棟と火葬場棟それぞれで個別に対策が行われていますが、将来的に全館共通で安定した通信環境を確保するような統一的なシステム導入を検討しているか伺います。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　もともと当組合は住居から離れた場所にあり、山を切り開いて建設しているため、キャリアによってどこの基地局から電波を受信しているかが課題となります。また、基地局を設置するには、その場所の利用者数などを考慮してキャリア側が設置しているため、当組合が要望しても、斎場利用者数等の現状から設置していただける可能性はかなり低いと思われます。そのため、全館共通で統一的なシステムを導入できたといたしましても、基

地局が近くになければ現状とかわりはございませんので、電波改善に対する要望を行っているところでございます。

○議長（川脇敏徳議員）　５番、大久保昌代議員。

○５番（大久保昌代議員）　一部キャリアでは電波が届きにくいとのことですが、キャリア間の格差を縮めるため、複数社が共用できる中継装置や基地局設置などの協議を行う考えはあるか伺います。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　キャリアの協力がなくては当組合だけでの解決できない問題であると考えますので、複数社が共有できることが可能なのか引き続き研究するとともに、今後もお客様のご不便とならぬよう、引き続きキャリアへは電波改善の要望を行ってまいります。

○議長（川脇敏徳議員）　５番、大久保昌代議員。

○５番（大久保昌代議員）　現状では、電波が届きやすい場所を案内しているとのことでしたが、利用者が自らわかるように、案内掲示や利用マップを設置するなどの工夫を検討しているか伺います。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　先ほど答弁いたしましたように、お客様がご使用になられているキャリアの携帯電話の機種性能や通信に関する契約の状況、天候等により電波が届く場所はそれぞれ変わり、常に同じところで電波が届くとは限らないことから、電波の届く場所の案内表示につきましては、かえって混乱を招くのではないかと考えております。

○議長（川脇敏徳議員）　５番、大久保昌代議員。

○５番（大久保昌代議員）　葬祭予約や手続きなどがオンライン化された中で、通信環境の整備は不可欠です。将来的なデジタル化、電子申請の拡大を見据えたインフラ整備の考え方を伺います。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　当組合では、施設予約システムの導入を令和６年度からすでに行っているところです。このシステムは、ネットワークがつながるところであれば、基本的に 24 時間どこからでもオンライン予約ができる大変便利なシステムでございます。ところが、答弁いたしましたとおり、予約した葬祭業者が当斎場にお越しいただいてからネットワークを利用する際につながりづらいということもありますので、現在、Wi-Fi 環境を整えるために進めているところでございますが、現時点での整備状況で満足しているわけではございません。将

来的なデジタル化については、これまでも必要最小限のインフラ整備は進めてきているところではございますが、今後もデジタル化を拡大していく際には必要に応じてさらなるインフラ整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（川脇敏徳議員）　５番、大久保昌代議員。

○５番（大久保昌代議員）　今回のご答弁を通して、通信環境の改善に向けて丁寧に取組を進めてこられたこと、また、今後も利用者の利便性向上を目指して努力されていることがよくわかりました。

一方で、通信環境の整備は利便性だけでなく安心して施設を利用していただくための大切な基盤でもあります。今後は利用者や関係業者の皆様の声を丁寧に受け止めながら、全館的で安定した通信環境の整備に向けて、引き続き前向きなご検討をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　国松まさきです。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

昨今の少子高齢化や物価及び人件費の高騰は、組合を構成する市町村の財政状況にも大きな影響を及ぼしており、行財政改革を断行している自治体もございます。そんな中、分担金及び負担金の軽減は検討に値する施策と考え、以下、お伺いいたします。

１、分担金及び負担金を軽減するためには、どの様な工夫や施策が考えられるのか。２、仮に現行の火葬料１万円を２万円とした場合、分担金及び負担金はいくら軽減できるのか、以上お伺いいたします。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　はじめに、分担金及び負担金を軽減するためには、どの様な工夫や施策が考えられるかについてのお尋ねでございますが、まず、分担金及び負担金につきましては、組織市町村負担金といたしまして平成 26 年度より 1 億 6 千万円を据え置いており、毎年度、均等割が 10%、人口割が 40%、利用割が 50%の配分により、組織する市町村から公平にご負担いただいているところでございます。

運営の現状を申し上げますと、供用開始から 24 年を経過した現在、建物の定期的なメンテナンス、老朽化による改修工事、また、これらに対する人件費や材料費の高騰など、今後これまで以上に支出が増加することが予想されます。また、令和６年第１回定例会一般質問において答弁いたしたところでございますが、今後に備えて建物設備整備基金は不測の事態や計画的な運営に備えて、少なくとも 3 億円程度必要と考えております。

以上のことを踏まえ、お尋ねの負担金を軽減するための工夫や施策については、本来ならば、支出を減らし、負担金の軽減を図るべきところではございますが、前述したとおり、工事等にかかる物価高騰などの理由から、支出を削減することが容易ではなく、歳入を増やす工夫についても基金の定期預金を行うことによる利息収入、また、運営に支障をきたさない程度に映画やドラマ等の撮影許可などを積極的に受け入れて行政財産使用料を増やすことなどはすでに行っているところでございますが、流動的で大きな収入には至っていないことが現状でございます。

当組合の歳入は、基金の取り崩しを行わなければ負担金と使用料で 90%を占めておりますので、ある程度、永続的に大きな収入を得るためには、負担金もしくは火葬使用料等の引き上げを行うことでしか選択肢がございません。

しかしながら、火葬使用料については、当組合以外の三多摩地区にある公営火葬場においては無料でありますが、当組合のみが 1 万円を納めていただいている状況でございます。当組合では、この 1 万円が受益者負担として適切な金額であると考えておりますので、近隣火葬場の状況からも、これ以上の引き上げについては慎重を期すべきであると考えております。

当組合の組織する市町村におかれましては、財政的に厳しいことは重々存じ上げておりますが、現時点で負担金を引き下げることは、物価の上昇等、今後の動向が不明確なこともありますことから、当組合としては、基金の取り崩しを含め、何とか負担金を上げずに据え置く努力をしながらの運営を行っていることをご理解いただけると幸いでございます。

なお、令和 11 年度末には約 1,000 万円の公債費が終了することから、その時点の社会情勢や当施設の状況にもよりますが、負担金についてはこのタイミングで検討できるのではないかと考えております。

次に、仮に現行の火葬料 1 万円を 2 万円とした場合、分担金及び負担金はいくら軽減できるかについてのお尋ねでございますが、令和６年度実績で申し上げますと、組合内の火葬件数が 1,674 件のため、1 件当たり 1 万円の値上げを行えば、計算上では 1,674 万円火葬使用料が増となります。以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　ご答弁ありがとうございます。ご答弁では支出削減は容易ではない、とのことでしたが、物価高騰下にあっても、光熱費契約や LED の導入、清掃等の委託契約内容の見直しなどの工夫により一定の削減が可能ではないかと考えます。現在の契約や経費の中で、削減や効率化が見込める分野はあるかお伺いいたします。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　電気料金につきましては、電気料金の最大電力使用量が上がらないようにデマンド機を設置し、夏場の電力使用が多くなったときは事務室から電気や冷房の電源を切るなどの節電に心がけております。また、LED の導入による節電対策につきましては、現在、施設内約 50%が LED 化に更新しており、令和 9 年度までには全て LED 化に更新を行う予定で進めているところでございます。

委託業務について、当斎場では人生終焉の場としてふさわしい環境を利用者に提供することを心がけておりますので、清掃や植栽管理などの委託業務については必要最小限で行っておりますが、例えば冬場の降雪時には、葬儀に影響がなければ、委託に頼らず職員が総出で雪かき作業を行ったり、比較的お客様のご不便に直結しない、排水管、側溝、集水桝清掃委託はそれぞれをずらして５年に一度のサイクルで清掃するなどして工夫しているところでございます。これまでも出来うる工夫はすでに行っているところでございますが、引き続き削減に向けては模索や工夫をしながら努力してまいります。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　節電や LED 化など、既に工夫を重ねておられることに敬意を表します。とても丁寧に施設運営を行っておられる様子が伝わってまいりました。その上で、分担金の軽減という観点からは、こうした日々の努力をさらに発展させ、現場からのアイデアを吸い上げることで、より効果的なコスト削減の余地も生まれるかもしれません。限られた財源の中で工夫を重ねる姿勢を引き続き応援していきたいと思います。

続きまして、再質問をさせていただきたいと思います。

組合は周辺施設の混雑状況に応じて組合外部からも受け入れされていると思いますが、施設整備や維持コストの観点から、周辺施設と広域連携を図ることで経費を圧縮できる可能性もあるのではないかと考えます。他の斎場との連携や共同購入などの協議は行っているのかお伺いいたします。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　他の斎場と共同購入などの協議は行っておりません。他の斎場とは、同じ火葬場としての性質は持つものの、施設、設備は異なり、例えば、建築年数の違いによる備品等の老朽化による交換時期や、施設の予約システムで言えば、火葬炉の数、式場数などの違いから火葬場の予約方法など、それぞれがまったく同じ手順で行っているわけではないため、他の斎場との連携や共同購入などは困難であると考えます。しかしながら情報交換等は行っておりますので、経費削減についての方法など、当組合の職員だけで考えるよりも、お互いに知恵を出し合い、模索してまいりたいと考えております。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　他の斎場との共同購入は難しいとのことですが、情報交換を行っている点は非常に前向きだと感じました。一方で、例えば消耗品や備品の共同調達、設備保守契約の共同入札など、分野を絞れば部分的な広域連携が可能になる可能性もあります。コスト削減を通じて、各市町村の分担金負担を軽減できるよう、今後も柔軟な連携のあり方を模索していただければありがたく思います。

続きまして、ご答弁では、近隣の三多摩地区の火葬場が無料であるため、慎重に対応すべきとのお考えが示されました。しかしながら、本組合の構成市町村は近隣自治体と人口規模や財政力が大きく異なります。こうした財政構造の違いを踏まえれば、近隣が無料だから据え置く、という単純な比較ではなく、本組合を構成する市町村の財政実態に即した料金設定や負担軽減策を検討すべきではないでしょうか。物価や人件費の高騰を加味しますと、利用者に応分の負担をお願いするほうが健全な制度運営と考えます。このような観点から、改めて「近隣との横並び」ではなく、構成自治体の財政健全性に基づく見直しを行う考えがあるか、お伺いいたします。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　議員のおっしゃるとおり、近隣とは人口規模や財政力が大きく異なりますことから、単に比較すべきではないことは承知しております。令和４年 11 月 24 日付け「火葬場の経営・管理について」といたしまして、各都道府県、各市町村など宛に厚生労働省より通知が来てございます。その内容は、「火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、永続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって利用者が犠牲になるようなことはあってはならない」とされております。そもそも火葬場の経営主体については、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、自治体が負担すべきであると考えております。

しかしながら、当組合においては、応分の負担として 1 万円の火葬使用料は適切であると考えておりますので、現時点での見直しは考えておらず、負担金については、しかるべき時に見直すものと考えております。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　公共性の維持と利用者負担の適正化は、確かに慎重なバランスが求められます。昨今問題になっておりますが、東京 23 区の火葬場では歴史的な経緯もあって大半が民営で、火葬料は 9 万円にも上ります。その点は厚生労働省の通達にもあるように国民

の負担軽減を図るべきだと思いますし、公費を投入すべき分野だと思います。一方で、構成市町村の財政事情が厳しさを増す中で、一定の受益者負担をお願いすることも全体の公平性を保つうえで必要な視点かと思います。火葬料の見直しを単なる値上げではなく、次世代に負担を残さないための制度健全化として、丁寧に議論していくことが結果的に住民の理解につながるのではないでしょうか。慎重なご姿勢を尊重しつつも、今後の検討の余地を残していただけるとありがたく思います。

ご答弁では、負担金軽減については、公債費終了時に検討できるとありましたが、仮に現状の経費水準が維持された場合、令和 12 年度以降、負担金をどの程度引き下げられる見込みかお伺いします。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　仮に現状の経費水準が維持され、施設に対する修繕、工事も現計画どおりに行うといった前提で申し上げれば、公債費の約 1 千万円の支出がなくなるので、計算上では、現状の負担金 1 億 6 千万円を 1 億 5 千万円とすれば、組織市町村負担割合分が見込みとして引き下げられるものと思われます。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　公債費の終了を見据えて、今後の負担金引き下げの見通しを丁寧にご説明いただいたことに感謝いたします。こうした将来の見通しを明確に示していただくことで、構成市町村も長期的な財政計画を立てやすくなるかと思います。引き続き、施設更新費や修繕計画と合わせて、分担金の適正化を段階的に検討していただければと思います。

最後に、２番について再質問させていただきます。ご答弁では、組合内の火葬件数が 1,674 件のため、1 件当たり 1 万円の値上げを行えば計算上では 1,674 万円火葬使用料が増えるとありました。単純にその分、負担金を減らせる計算になるのかなと思います。仮に現行の火葬料 1 万円を 2 万円に引き上げたとしても、ご遺族の実質的な負担増は限定的と考えます。と言いますのは、被保険者が亡くなられた場合には、各健康保険組合や国民健康保険等からお見舞金として概ね 5 万円程度が支給されており、火葬費用の増額分を賄える制度が存在しております。したがって、引き上げによる負担感よりも、構成市町村の財政負担を軽減させることのほうが市民全体の利益につながると考えます。このような観点から、火葬料の見直しを再度検討する考えはないかお伺いいたします。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　被保険者が死亡した場合に、各健康保険組合や国民健康保険等から

支給されるのは見舞金ではなく、喪主などの葬儀を行った人に対して支給される給付金でございます。この給付金は、葬儀費用の補助を目的としているため、故人の死亡によって発生した葬儀費用の一部を補填するものであることから、葬祭費としておおむね 5 万円程度が給付されるものでございます。そのため、火葬料だけでなく、葬儀に関する一式に伴う補填であるため、決して５万円で十分であるとは言い難く、先ほど答弁いたしましたとおり、そもそも自治体が負担すべきものと考えておりますので、現時点では、火葬使用料の引き上げについて、検討することは考えておりません。

○議長（川脇敏徳議員）　３番、国松まさき議員。

○３番（国松まさき議員）　火葬料の値上げが利用者の負担感につながる点について、丁寧なご説明をいただきありがとうございます。おっしゃるとおり、葬祭費は葬儀全体の費用を賄うための制度であり、火葬料だけを対象にしたものではございません。ただ、繰り返しになりますが物価や人件費の高騰が続く中で、長期的に施設を維持するためには、一定の費用負担の見直しも避けられない時期が来るかもしれません。市民の方々の理解を得ながら、段階的な引き上げや利用者区分、貧しい方に対しては無償にされるなど、そういった利用者区分の工夫など、柔軟な検討を続けていただければ幸いです。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川脇敏徳議員）　以上で一般質問を終了いたします。

―――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第７　議案第７号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　東管理者。

○管理者（東　亨町長）　議案第７号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、職員の給与について東京都の改正状況等を踏まえて改正するため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず一点目は、扶養手当について、東京都人事委員会勧告で示された内容を踏まえ、令和７年度については、管理職である職員を除き配偶者3,000円、子11,500円とし、８年度から、配偶者にかかる扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を 13,000 円とするものでございます。

次に、二点目は、地域手当について、国の人事院勧告で地域手当の支給地域が都道府県単位に見直されたことに伴い、特別区を除く東京都全域の支給率が 16%になることを踏まえ、秋川流域斎場組合では現行の 8%を 14%に引き上げるものでございます。

次に、三点目は、宿日直手当について、その支給額を東京都の改正額に合わせ、宿直手当を 6,100 円とし、あわせて日直手当を 3,300 円とするものでございます。

次に、四点目は、管理職員特別勤務手当について、東京都人事委員会勧告を踏まえ、支給対象となる時間帯を、現行の午前０時から、午後 10 時に改正するものであります。

二点目から四点目につきましては、いずれも７年度から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川脇敏徳議員）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり承認することに決しました。

―――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第８　議案第８号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　東管理者。

○管理者（東　亨町長）　議案第８号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、職員の勤務条件について東京都の改正状況等を踏まえて改正するため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず一点目は、育児又は介護を行う職員の超過勤務を免除する範囲について、現行の３歳に満たない子を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

次に二点目は、子育て部分休暇制度の導入でございます。職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、子育て部分休暇制度を導入することで、部分休業においてカバーできない小学校１年生から３年生までの子を養育する職員についても、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として１日につき２時間以内において取得が可能となるものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川脇敏徳議員）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり承認することに決しました。

―――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第９　議案第９号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　東管理者。

○管理者（東　亨町長）　議案第９号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」および「次世代育成支援対策推進法」の一部を改正する法律の段階的施行に伴う、仕事と生活の

両立支援の拡充に関する規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、一点目は、子育て部分休暇における承認できる勤務時間を「一部」から「全部又は一部」に拡大するものでございます。

二点目は、仕事と生活の両立支援のため、介護について申出があった場合における措置等に係る情報提供・意向確認等について規定するものです。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり承認することに決しました。

―――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第 10　議案第 10 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」、を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　東管理者。

○管理者（東　亨町長）　議案第 10 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う部分休業に関する規定、及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」の一部を改正する法律の段階的施行に伴う仕事と生活の両立支援の拡充に関する規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、一点目は、部分休業の取得パターンの多様化でございます。現行

の「１日につき２時間を超えない範囲内」で取得できる部分休業を「第１号部分休業」に改め、法改正により新たに措置された「１年につき条例で定める時間を超えない範囲内」とする「第２号部分休業」を新設するものでございます。

また、育児休業の請求を申し出る単位期間について、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間とすること、部分休業を請求する場合における、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取り扱いを廃止すること等の改正もあわせて行います。

二点目は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について規定するものでございます。

内容としましては、妊娠・出産を申し出た場合や、３歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、制度利用に係る意思確認、確認した意向に対する配慮等を規定するものです。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり承認することに決しました。

※

○議長（川脇敏徳議員）　日程第 11　議案第 11 号「令和６年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　東管理者。

○管理者（東　亨町長）　議案第 11 号 令和６年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

決算書の 18 ページをご覧いただきたいと存じます。

令和６年度における秋川流域斎場組合会計の歳入総額は 2 億 7,834 万 5 千円で、同じく歳出総額は 2 億 5,834 万 8 千円となり、歳入歳出差引額は 1,999 万 7 千円でございます。実質収支額につきましても、1,999 万 7 千円でございます。

細部につきましては、令和６年度歳入歳出決算書及び事務報告書のとおりでございます。このあと事務局より詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、令和７年８月２１日に、当組合の監査委員であります杉山代表監査委員と宮野監査委員により決算審査を行っていただきました。当日は、会計伝票、契約書、預金通帳等を丁寧かつ慎重に審査していただき、別紙のとおり適正であることと、今後に向けての意見書を提出いただいております。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員）　続いて組合事務局より歳入歳出決算の詳細について説明を求めます。

○事務局（小作昌弘局長）　議長　事務局長。

○議長（川脇敏徳議員）　小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長）　それでは私から、令和６年度の歳入歳出決算について、お配りしております「決算の概要」の資料に沿って決算書と併用してご説明をさせていただきます。

まず、決算の概要の１ページでございますが、先ほどの管理者からの説明のとおり、歳入総額 2 億 7,834 万 5 千円で、前年度比 2,443 万円、9.62％の増、歳出総額は 2 億 5,834 万 8 千円で前年度比 3,025 万円、13.26％の増となり、歳入歳出差引は 1,999 万 7 千円となりました。

中段の表につきましては、過去からの決算の推移を掲載しております。

下段の表は、過去からの工事を中心とした臨時的事業を掲載してございます。

２ページは歳入の状況でございます。２行目をご覧ください。

歳入の主な内容は、組織市町村負担金が 1 億 6,000 万円で前年度と同額、使用料及び手数料は、7,021 万 7 千円で前年度比マイナス 33 万 6 千円、0.48％の減、繰入金が 2,217 万 6 千円の皆増、繰越金が 2,581 万 7 千円で前年度比 245 万 9 千円、10.53％の増となりました。

中段の表につきましては、過去からの歳入額の推移を掲載しております。平成 27 年の諸収入は、26 年度から奥多摩町が加入したことによる負担金でございます。

下段は、歳入に係るそれぞれの構成比を掲載してございます。

続いて概要３ページになります。決算書では 10 ページ、11 ページの部分でございます。

組織市町村負担金は、1 億 6,000 万円で前年度と同額となりました。

負担金は、平成 26 年度より 1 億 6,000 万円を据え置き、建物整備基金への積立も行いなが

ら今後の大規模改修等に備えることとしております。

中段の表につきましては、過去からの組織市町村負担金の推移を掲載しております。

下段は組織市町村ごとの負担金内訳を掲載しております。負担率は例年でいいますと概ねあきる野市が 65%、日の出町が 20%、檜原村が 5%、奥多摩町が 10%となっております。

斎場使用料でございますが、斎場使用料は 7,021 万 7 千円で前年度比マイナス 33 万 6 千円、0.48%の減となりました。このうち火葬場使用料は、2,567 万円で前年度比 15 万 4 千円、0.61%の増、式場使用料は、4,419 万円でマイナス 47 万円、1.05%の減となりました。

次に概要４ページをご覧ください。

斎場使用料は、当然ながら火葬や式場利用件数により増減がございます。中段の表につきましては、過去からの火葬場、式場使用料の推移、下段は組織市町村ごとの利用件数を掲載してございます。

続いて概要５ページに移ります。

歳出の状況でございます。２行目をご覧ください。

歳出の主な内容は、総務費が斎場予約システム構築費の 874 万 3 千円の皆減と建物設備整備基金積立が 130 万 5 千円増加したことにより 614 万 6 千円の減、衛生費は、工事請負費、燃料費等の増加により 3,638 万 2 千円の増となりました。

中段の下の表につきましては、過去からの歳出額の推移を掲載しております。

下段からは主な歳出の事業についてご説明をいたします。決算書では 12 ページ、13 ページからになります。そちらもあわせてご覧ください。

決算の概要は５ページ、決算書は 13 ページ下から 4 行目になりますが、建物設備整備基金積立については、1,907 万 8 千円、前年度比 130 万 5 千円、7.34%の増となりました。

次に決算書 15 ページの一番上をご覧ください。

一般職人事管理経費は、事務局職員４名に係る人件費で、給料表の改定及び派遣職員の異動等に伴う給与差額により前年度比 166 万 9 千円、4.76%の増となりました。

次に決算書では、少し下に移りまして、斎場管理経費の 10 燃料費・光熱水費、決算の概要では 5 ページの一番下でございます。単価変動の影響で斎場燃料費は 1,497 万 5 千円、前年比 117 万 7 千円、8.53%の増、また、電気料等に係る光熱水費は 1,239 万 8 千円、前年比 27 万 6 千円、2.28%の増となりました。

次に、決算の概要は６ページ、決算書は引き続き 15 ページの 14 工事請負費でございますが、6 年度は火葬棟屋上防水工事 2,057 万円をはじめとし、火葬炉監視システム更新工事 1,569 万 7 千円等を実施いたしました。工事費全体では 6,889 万 7 千円、前年度比 3,151 万 1 千円、84.28%の増となりました。

次に基金の状況でございますが、決算書では23ページにお進みください。

６年度は基金を取り崩して2,217万6千円を繰入れ、新たに1,907万8千円の積立を行ったため、基金の年度末現在高は2億1,373万9千円となりました。下の表に推移を示してございます。

続いて、概要７ページをご覧ください。

組合債の状況でございます。決算書では24・25ページでございます。

６年度の公債費は1,491万円で、６年度末現在高は8,954万9千円となっております。なお、６年度末現在において、新たな借り入れの予定はございません。

決算の概要７ページの下段に移りまして、今後の償還予定でございます。

現在、全借入５件中、３件の償還が既に終了しております。今後の償還予定は、残り２件分で各年度約1,500万円の償還が続き、令和11年度末でさらに１件の償還が終了、令和15年度末で全ての償還が完了する予定となっています。

最後になりますが、決算の概要８ページ、財政運営の展望をまとめさせていただきました。

組織市町村負担金は平成26年度より据え置いております。また、斎場使用料については、人口構成の高齢化と団塊の世代が70歳代後半に達していることから、火葬場利用件数も増え、中期的に増加していくと考えられます。

一方、歳出については、24年を経過した施設・設備の老朽化と劣化による修繕、工事や備品等の入替え、そして利用者が不自由なく安心して利用できる施設にするため、改修工事等の計画的な実施はもちろんのこと、突発的に起こりうる改修工事を含め、建物設備整備基金への計画的な積み立てとその運用を図ることといたします。

組合債の残り２件分の償還については、令和11年度までは約1,500万円、12年度から15年度まで約430万円を償還して終了する予定です。

これらのことを総合的に勘案し、現時点においては組織市町村負担金を増加させることなく、施設改修等に伴う支出の増加に対しては基金を計画的に活用して、歳入・歳出の均衡を図りながら、継続的な安定運営を進めてまいります。

下の表の部分では主な工事実績を掲載しております。

説明は以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　通告はありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり認定されました。

―――――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　日程第 12　議案第 12 号「令和７年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第１号）」について、を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。

○管理者（東　亨町長）　議長。

○議長（川脇敏徳議員）　東管理者。

○管理者（東　亨町長）　議案第 12 号、令和７年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,599 万 7 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 9,299 万 7 千円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、予算書の６ページ、７ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございますが、前年度の繰越金が確定いたしましたことから、前年度繰越金に 1,599 万 7 千円を追加し、1,999 万 7 千円とするものでございます。

次に歳出でございますが、総務費の一般管理経費のうち、建物設備整備基金積立に 1,464 万 7 千円を追加するほか、一般職人事管理経費のうち、職員の給与について東京都の改正状況等を踏まえた改正により、今後の一般職職員手当及び東京都市町村職員共済組合負担金に不足が見込まれることから、追加するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――――――――

○議長（川脇敏徳議員）　以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和７年第２回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後３時０１分　閉会